

## ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について（案）

平成26年7月17日

内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、我が国がライセンス生産を行っているペトリオットPAC-2の部品であるシーカージャイロ（以下「ジャイロ」という。）の我が国から米国のライセンス元への移転（以下「本件海外移転」という。）について、「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日閣議決定）及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定）に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。

2. 現在、米国はペトリオットPAC-2の量産を計画しているが、本件ジャイロは米国における生産が終了しており、生産ラインは存在していない。こうした中、本件海外移転については、米国によるペトリオットPAC-2の生産・維持に寄与するものとして、米国政府から我が国に関心が表明されていることから、米国との安全保障・防衛協力の強化に資するものであり、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。また、本件海外移転に際し、我が国企業が部品を生産することになることから、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するものである。さらに、本件海外移転の仕向先は米国であり、最終需要者はペトリオットPAC-2を生産する米国のライセンス元であり、適正管理の確実性は高い。加えて、ジャイロがペトリオットPAC-2の一部品であることや米国から要求仕様が明示されているライセンス生産品であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。

3. 本件海外移転は、部品をライセンス元に納入するものであるため、仕向先の管理体制の確認をもって、適正な管理を確保することが可能である。そのため、最終需要者である米国企業からジャイロの管理体制を確認する。加えて、ジャイロが組み込まれたペトリオットPAC-2は米国以外の第三国に移転されることが想定されることから、これを一元的に管理する米国国防省からPAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認する。これらにより、ジャイロの米国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。

4. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、適切に対応することとする。

【参考】ペトリオットPAC-2及びジャイロの概要

ペトリオットPAC-2は、航空機等を迎撃するために米国が開発した地対空誘導弾であり、我が国においては、平成4年度からライセンス生産を開始し、現在も航空自衛隊が運用している。今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認したジャイロは、シーカー（目標を搜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置）に組み込まれている部品（全長約6cm）であり、このシーカーの向きを検知するものである。このジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて、我が国で生産している。